## 墨田区営運動場条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

改 正 案

行

(設置)

第2条 区民の体位向上その他<u>スポーツ</u>の振 興及び普及を図るため、別表第1のとおり 運動場を設置する。

(使用の承認)

第3条 運動場を使用しようとする者は、<u>区</u> <u>長</u>に申請し、その承認を受けなければなら ない。

(使用料)

- 第4条 運動場の使用料は、別表第2の範囲 内で<u>墨田区規則</u>で定める額とし、使用承認 の際に納付しなければならない。
- 2 <u>区長</u>は、特別の理由があると認めたとき は、前項の使用料を減額し、又は免除する ことができる。

(使用料の返還)

第5条 既に納めた使用料は返還しない。ただし、<u>区長</u>が相当の理由があると認めたときは、この限りでない。

(特別の設備)

第7条 使用者は、運動場に特別の設備をしようとするときは、あらかじめ<u>区長</u>の承認を受けなければならない。

(使用承認の取消し等)

- 第8条 次の各号のいずれかに該当するとき は、<u>区長</u>は、使用の承認を取り消し、又は 使用を停止することができる。
  - (1) [略]
  - (2) 使用者がこの条例又は区長の指示に違反したとき。
  - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、<u>区長</u>が特 に必要と認めたとき。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、墨田区規則で定める。

[同左]

第2条 区民の体位向上その他<u>社会体育</u>の振興及び普及を図るため、別表第1のとおり 運動場を設置する。

現

[ 同左]

第3条 運動場を使用しようとする者は、<u>墨</u> 田区教育委員会(以下「教育委員会」とい う。)に申請し、その承認を受けなければ ならない。

〔同左〕

- 第4条 運動場の使用料は、別表第2の範囲 内で<u>教育委員会規則</u>で定める額とし、使用 承認の際に納付しなければならない。
- 2 <u>教育委員会</u>は、特別の理由があると認め たときは、前項の使用料を減額し、又は免 除することができる。

[同左]

第5条 既に納めた使用料は返還しない。ただし、<u>教育委員会</u>が相当の理由があると認めたときは、この限りでない。

〔同左〕

第7条 使用者は、運動場に特別の設備をしようとするときは、あらかじめ<u>教育委員会</u> の承認を受けなければならない。

〔同左〕

- 第8条 次の各号のいずれかに該当するとき は、<u>教育委員会</u>は、使用の承認を取り消し、 又は使用を停止することができる。
  - (1) [略]
  - (2) 使用者がこの条例又は<u>教育委員会</u>の指示に違反したとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、<u>教育委員</u><u>会</u>が特に必要と認めたとき。

[ 同左]

第10条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の墨田区営運動場条例の規定により墨田区教育委員会が行った処分その他の行為又は同日前に墨田区教育委員会に対してされた申請その他の行為は、同日以後においては、それぞれこの条例による改正後の墨田区営運動場条例の規定により区長が行った処分その他の行為又は区長に対してされた申請その他の行為とみなす。